

建設

1	都	市	計	画	219
2	建	築	指	導	226
3	公	園	緑	地	228
4	都	市	開	発	231
5	河			川	234
6	総	合	治	水	235
7	下		水	道	236
8	市	営	住	宅	240
9	住	宅	協	会	244
10	道			路	245

1 都 市 計 画

都市計画区域

大正8年4月、都市計画法が公布され、翌9年1月より施行された同法附則に基づき、大正12年7月当時の市域3,071haの全域を都市計画区域と決定、その後隣接町村が市域に編入されるに従って都市計画区域も逐次拡張され昭和33年には、14,524haが都市計画区域として決定された。

さらに、昭和44年6月新都市計画法が施行されたことにより、46年5月18日従来の市域だけの都市計画区域から隣接町を包含する1市9町の熊本都市計画区域が決定された。

熊本都市計画区域は、熊本市、西合志町、合志町、菊陽町、益城町、嘉島町、飽田町、天明町、富合町の行政区域の全部及び北部町の行政区域の一部で構成され、熊本市は熊本都市計画区域の中核をなしている。

戦前の都市計画

本市においては、大正12年7月より都市計画法を適用し、計画の体系が次のように定められた。

昭和3年	都市計画道路の決定	
	放射・環状式30路線	延長64,000m
昭和4年	用途地域決定	2,800.5ha
	うち住居地域	1,730.2ha
	商業地域	395.7ha
	工業地域	566.2ha
	未指定	108.4ha
昭和5年	風致地区の決定	1,070.59ha

本妙寺山、立田山、水前寺、八景水谷、江津湖、花岡山、万日山の7カ所

さらに昭和6年、組合による区画整理が施行され、今日の区画整理事業の基をなしている。

街路事業の施行は、産業・交通及び軍事的要求にそった道路から着手されたが、現在のような都市計画法に基づく道路づくりとはほど遠いものであった。しかし、当時施行された熊本駅・迎町国道交差点を結ぶ産業道路、さらにそれを延長した子飼橋方面に通ずる道路及び水前寺体育館・健軍市電終点間の都市計画道路は、現在の本市道路の根幹をなすものである。

戦後の都市計画

戦後、本市は戦災復興計画基本方針に基づき恒久的復興計画を策定した。

都市機能の向上、衛生の面、都市美の増進等、近代都市としての形態を整えながら急速な復興が行われることを企画し、また、これらの観点から戦前決定された都市計画について、根本的に検討を加え、適正を欠くものについてはこれを改めることとした。

この結果、昭和21年用途地域、街路計画を新たに計画決定し、同時に戦災地とその隣接地域における土地区画整理事業として戦災復興土地区画整理事業が決定され、その後防火・準防火地域、下水道、排水施設、ごみ焼却場、卸売市場等の衛生・清掃施設が決定された。経済の向上、交通網の発達に伴い、市民の持家がさかんになるにつれ、郊外へとスプロール現象があらわれ、これに対処するため都市計画による区画整理が施行されており、さらに新しい都市計画法により、昭和46年には、無秩序なスプロール化を防止するため、市街化区域、市街化調整区域の決定がなされた。

その後、市街地形成の状況及び住宅地需給の実態をふまえ昭和56年4月2日に市街化区域及び市街化調整区域の第1回目の見直しがおこなわれるとともに、昭和58年4月30日には、流通業務団地予定地（約53ha）が市街化区域に編入され、さらに平成元年3月31日に第2回目の市街化区域、市街化調整区域の見直しにより、現在都市計画区域面積は42,479ha、うち市街化区域11,473ha、市街化調整区域31,006haで熊本市はこの区域全体の40.4%（17,173ha）市街化区域の80.0%（9,181ha）を占めている。

また市街化区域内の一団の農地については、土地区画整理事業等を積極的に奨め住民の意志による良好な市街地形成を図ることが考えられている。

市街化区域については、用途地域が設定され、開発許可制度により良好な宅地供給のためとくに中規模以上の土地の開発についての指導を強化している。また、土地の合理的な高度利用と都市機能の更新を図るため、昭和61年3月熊本駅前北地区に高度利用地区を指定している。

(1) 用途地域

ア 熊本都市計画用途地域図(次頁記載)

イ 用途地域の規模

(平2.4.1現在)

区 分	都 市 圏			市 域			市域 都市圏	容積率	建 ぺ い 率	後退 距離
	面 積	構成比	全都市圏 面積対比	面 積	構成比	全市域 面積対比				
第1種住居 専用地域	1,340 ha	11.7 %	3.2 %	934 ha	10.2 %	5.4 %	69.7 %	60 80	30 40	1.0 m
第2種 "	5,827	50.8	13.7	4,586	50.0	26.7	78.7	100 200	40 50 60	
住居地域	2,197	19.1	5.2	1,759	19.2	10.2	80.1	200	60	
近隣商業地域	342	3.0	0.8	324	3.5	1.9	94.7	200 300	80	
商業地域	365	3.2	0.9	365	4.0	2.1	100.0	400 500 600	80	
準工業地域	965	8.4	2.2	909	9.8	5.3	94.2	200	60	
工業地域	437	3.8	1.0	304	3.3	1.8	69.6	200	60	
計	11,473	100.0	27.0	9,181	100.0	53.4	—	—	—	

(2) 高度利用地区

種 類	面 積 (ha)	建築物の延べ面積の敷地面積に 対する最高限度及び最低限度		建築物の建築面積 の敷地面積に對する 割合の最高限度	建築物の建築面積の最低限度
		最 高 限 度	最 低 限 度		
高度利用地区 (熊本駅前北地区)	約0.5	60/10以下	20/10以上	8/10以下	200㎡以上

(3) 風致地区

(平2.4.1現在)

名 称	面 積	位 置
花岡山・万日山	約 77 ha	横手1・2・3丁目、春日3・4・5丁目、春日町、池上町、戸坂町
八 景 水 谷	10	八景水谷1丁目
立 田 山	345	清水町大字兎谷、同万石、龍田町上立田、同陳内、黒髪4・5・6・7・8丁目
水 前 寺	10	水前寺公園
江 津 湖	238	出水1・2・3丁目、江津1丁目、健軍4・5丁目、湖東2丁目、 神水本町、広木町、水源1丁目、画図町大字下江津
本 妙 寺 山	551	島崎3・4・5・6丁目、花園3・4・6・7丁目、谷尾崎町
千 金 甲	367	谷尾崎町、池上町、松尾町大字上松尾、同松尾、小島下町
計	1,598	

(4) 都市計画駐車場整備地区

(平2.4.1現在)

位 置	面 積	指 定 年 月 日
市 中 心 街	143.9 ha	昭和45年4月10日

(5) 防火地域及び準防火地域

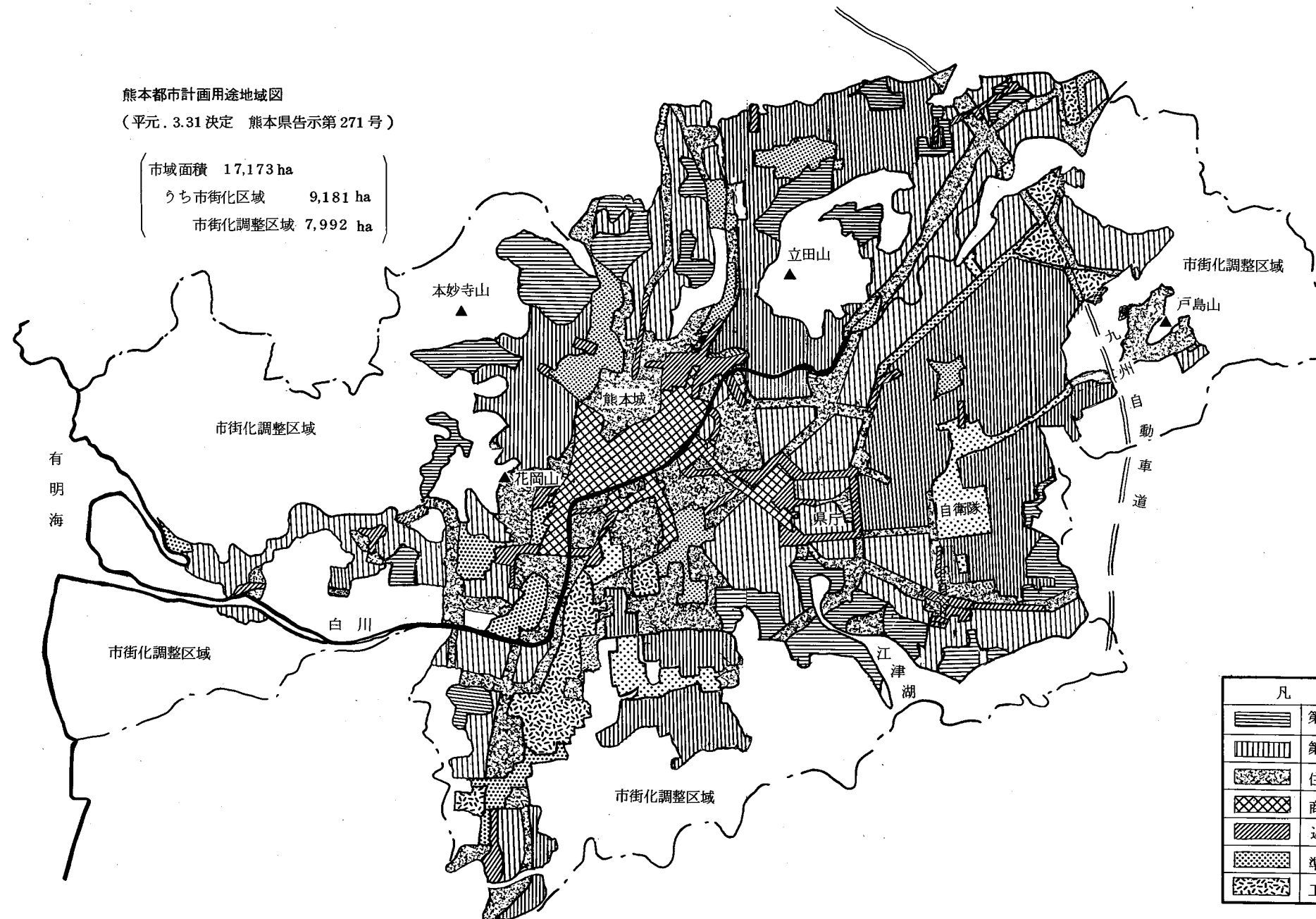
(平2.4.1現在)

地 域 名	面 積
防 火 地 域	95.70 ha
準 防 火 地 域	1,224.86

熊本都市計画用途地域図

(平成 3.31 決定 熊本県告示第 271 号)

市域面積 17,173 ha
うち市街化区域 9,181 ha
市街化調整区域 7,992 ha

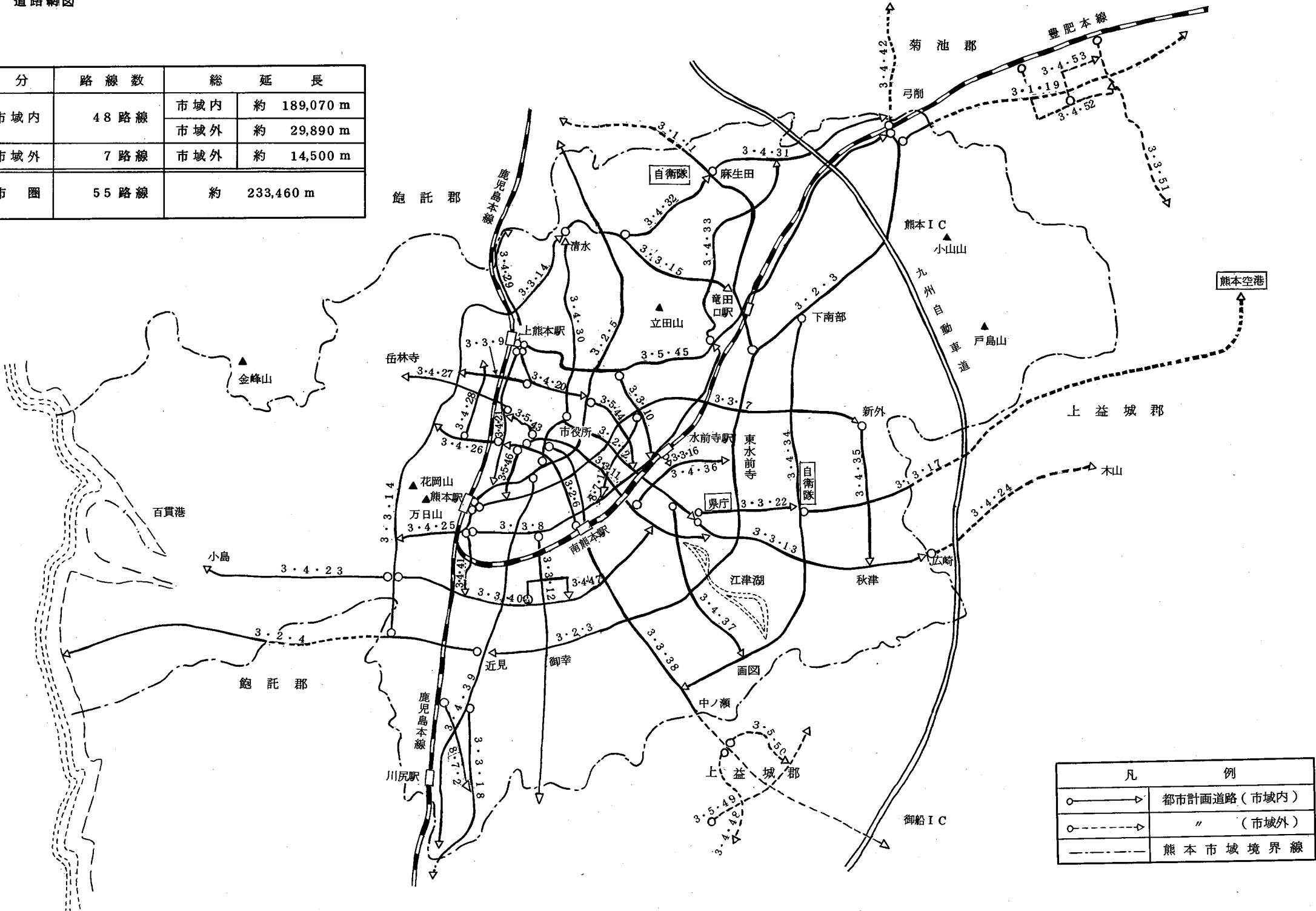


凡	例
	第1種住居専用地域
	第2種住居専用地域
	住居地域
	商業地域
	近隣商業地域
	準工業地域
	工業地域

(6) 都市計画道路 (平2.4.1現在)

ア 道路網図

区 分	路 線 数	総 延 長	
		市 域 内	約 189,070 m
熊本市域内	48 路線	市 域 外	約 29,890 m
熊本市域外	7 路線	市 域 外	約 14,500 m
都 市 圏	55 路線	約 233,460 m	



凡	例
○—→	都市計画道路(市内)
○---→	" (市域外)
----	熊本市域境界線

イ 都市計画道路一覧

(平2.4.1現在)

道 路 番 号			道 路 名 称	主なる幅員	計 画 決 定 延長 (約)	整備改良済延長
区 分	規 模	番 号				
3	1	1	新南部～四方寄線	40 m	4,780 m	0 m
3	1	19	弓削～原水線	40	490	0
3	2	2	新市街～水前寺線	36	4,420	4,420
3	2	3	弓削～近見線	36	15,480	13,606
3	2	4	近見～沖新線	36	6,390	1,140
3	2	5	熊本駅～北部線	30	8,640	8,263
3	2	6	南熊本駅～新町線	30	2,010	1,690
3	3	7	熊本駅～新外線	22	8,580	6,040
3	3	8	二本木～小碓線	22	6,970	4,166
3	3	9	池田町～花園線	22	1,520	0
3	3	10	子飼～新大江線	22	1,870	1,740
3	3	11	船場～神水線	25	4,670	1,480
3	3	12	本荘～犬湧線	25	5,050	1,450
3	3	13	水前寺～秋津線	22	4,950	4,950
3	3	14	野口～清水線	25	11,790	1,285
3	3	15	清水～竜田線	25	2,820	0
3	3	16	水前寺駅～西水前寺線	22	180	0
3	3	17	東町～空港線	22	2,210	2,210
3	3	18	南高江～富合線	25	3,070	3,070
3	3	22	砂取～健軍線	22	2,190	1,957
3	3	38	新市街～御船インター線	25	6,140	5,153
3	3	40	新土河原～出水線	25	5,740	1,595
3	4	20	上熊本～藤崎宮線	20	1,930	1,930
3	4	21	上熊本～細工町線	19	2,910	2,220
3	4	23	新土河原～小島線	20	3,910	3,250
3	4	25	熊本駅～城山線	16	2,070	1,968
3	4	26	新町～戸坂線	16	1,720	0
3	4	27	段山～島崎線	16	2,220	710
3	4	28	戸坂～本妙寺線	16	1,630	0
3	4	29	上熊本～法成寺線	16	2,280	2,280
3	4	30	手取本町～清水線	16	3,830	600
3	4	31	麻生田～弓削線	16	3,820	3,820
3	4	32	清水町万石～麻生田線	16	2,340	160
3	4	33	小碓～清水楡木線	16	4,490	0
3	4	34	下南部～画図線	15	8,930	2,510
3	4	35	新外～秋津線	16	2,810	780
3	4	36	出水町国府～東水前寺線	16	2,280	200
3	4	37	水前寺～画図線	16	3,600	1,955
3	4	39	長六橋～川尻線	17.5	7,600	7,600
3	4	41	二本木～蓮台寺線	16	1,350	1,350
3	4	42	大窪～山下線	16	100	100
3	4	47	平田～田迎線	16	1,760	1,479
3	5	43	桜町～段山線	15	760	0
3	5	44	南千反畑～大江線	15	1,850	1,850
3	5	45	上熊本～弓削線	12	10,570	0
3	5	46	船場～本山線	12	920	290
8	7	1	新屋敷～長溝線	4	1,550	1,280
8	7	2	南高江～元三線	7	1,880	1,880
48路線			市域内延長		189,070	102,427

建設

ウ 道路計画及び道路整備の規模の規模別分類

(平2.4.1現在)

分類 規模別	道 路 計 画 決 定 延 長 (m)						道 路 整 備 改 良 済 延 長 (m)					
	市 街 化 区 域	比 率	市 街 化 調 整 区 域	比 率	合 計	比 率	市 街 化 区 域	進 捗 率	市 街 化 調 整 区 域	進 捗 率	合 計	進 捗 率
区分規模 3 1	3,960	2.1	1,310	0.7	5,270	2.8	0	0	0	0	0	0
3 2	28,760	15.2	8,180	4.3	36,940	19.5	25,548	88.8	3,571	43.7	29,119	78.8
3 3	58,080	30.7	9,670	5.1	67,750	35.8	32,105	55.3	2,991	30.9	35,096	51.8
3 4	51,870	27.4	9,710	5.2	61,580	32.6	30,182	58.2	2,730	28.1	32,912	53.4
3 5	13,880	7.4	220	0.1	14,100	7.5	1,920	13.8	220	100	2,140	15.2
8 7	3,430	1.8	0	0	3,430	1.8	3,160	92.1	—	—	3,160	92.1
計	159,980	84.6	29,090	15.4	189,070	100	92,915	58.1	9,512	32.7	102,427	54.2

(7) 駅前広場

(平2.4.1現在)

広 場 名	面 積	摘 要
熊 本 駅 前 広 場	14,800 m ²	都市計画道路3・3・7号 熊 本 駅～新 外 線
南 熊 本 〃	3,850	〃 3・2・6 南 熊 本 駅～新 町 線
水 前 寺 〃	2,100	〃 3・3・16 水 前 寺 駅～西水前寺線
上 熊 本 〃	3,800	〃 3・4・21 上 熊 本～細 工 町 線

2 建 築 指 導

(1) 建築確認申請状況

年 度		60	61	62	63	元
申 請	一般確認申請	4,583	4,815	5,708	5,339	4,985
	道路指定申請	74	53	71	62	51
	許可申請	42	41	34	48	50
現 場 検 査	住宅公庫中間検査	1,259	1,447	1,903	1,869	1,707
	〃 改良検査	200	181	210	188	154
	一般建築竣工検査	1,220	1,015	961	1,123	1,106
	昇降機竣工検査	137	110	127	162	157
特 殊 申 請	計 画 通 知	125	138	109	136	134
	工 作 物 申 請	173	155	198	228	198

(2) 建築相談

相談内容	年 度	60	61	62	63	元
確認申請及び用途変更に関するもの		939	1,101	1,173	990	1,107
道路及び敷地の接道に関するもの		683	685	678	501	415
用途地域・建ぺい率・高さの規制に関するもの		1,282	1,618	1,799	1,663	1,629
施行令・条例・市建築基準細則に関するもの		1,443	1,516	1,651	1,466	701
日照に関するもの		224	311	313	250	294
建築基準法及びその他法令に関するもの		2,184	2,486	2,914	2,428	3,685
計		6,755	7,717	8,528	7,298	7,831

(3) 建築指導パトロール等

ア 定期パトロール

違反建築の早期発見、防止を主目的に、東部班・西部班（各3人）で、週2回（火・木曜日）定期的に2校区を単位としてパトロールしている。

イ 建築物防災査察

建築物防災週間（上期9月初旬・下期3月中旬）及び6月・12月・2月に特殊建築物についての防災査察を実施しており、元年度においては、店舗、病院、ホテル等84件を査察し、73件を指導している。その他ビル等からの落下物防止の指導等も行っている。

ウ 一斉公開パトロール

違反建築防止週間（10月上旬）の1日間を公開パトロールの日と定めて、市内全域にわたって違反建築物の摘発、指導をしている。

元年度においては、共同住宅及び分譲住宅に重点をおき、60件を調査し、2件の違反を指導している。

(4) 違反建築物取扱件数

（平成元年度）

違反事項	違反該当法令	違反建築物件数	是正指導中のもの	完結したもの
確認申請手続	法第 6条	20 件	8 件	12 件
構造耐力上必要な規制	〃 第 20条	3	2	1
耐火又は簡耐としなければならない建築物	〃 第 27条			
居室の採光換気についての規制	〃 第 28条			
道路について	〃 第 42条			
敷地と道路との関係	〃 第 43条	1	1	0
道路内の建築制限	〃 第 44条	4	3	1
用途地域内の建築制限	〃 第 48条	1	1	0
建ぺい率	〃 第 53条	5	4	1
建築物の各部分の高さの制限	〃 第 56条			
防火地域内の建築物の規制	〃 第 61条			
準防火地域内の建築物の規則	〃 第 62条	2	0	2
内装制限	令第 128条の 4 〃 第 129条	1	1	0
その他	法第 54条	5	3	2
計		42	23	19

(5) 優秀建築物表彰

熊本市では、昭和55年度より市民による美しく住みよい街づくりの推進と建築水準の向上を図る一環として、企画、設計、施工が優れており、都市環境の整備に貢献していると認められる建築物について建築主や設計者、施工者を表彰するとともに銘板を贈ることとしている。(3年毎に実施)

実績	55年度	表彰建築物	6件	61年度	表彰建築物	4件
	58年度	表彰建築物	4件	元年度	表彰建築物	5件

(6) ばちんこ店の建築に関する指導要綱

この要綱は、快適で良好な都市環境の形成及び少年の健全な教育環境の保全を目的とし学校、児童福祉施設の敷地の周囲200メートルの区域内において「ばちんこ店」を建築しようとするときの建築主等に対し事前の届出並びに近隣住民への事前説明等の義務について定めており昭和63年4月20日より施行している。

(7) 中高層建築物の建築に関する指導要綱

中高層建築物の建築が近年多くなりそれに伴い建築紛争も多発してきた。そこで、建築主と近隣住民とがお互いの立場を理解し、それらの防止に努めるため、昭和63年10月15日から指導を行っている。

(8) 建築協定

本市では住宅地としての環境を高度に維持増進するため、建築基準法に基づく建築協定の促進に努めている。

平成元年度においては、南部第一土地区画整理事業田迎地区建築協定1件の建築協定を認可しており、本市における協定の延べ件数も13件となっている。

(9) 建築行政協力員制度

この制度は、本市内における違反建築の防止を目的として県建築士会等関係団体の協力のもと施行したものである。

しかし、最近の建築行政に対する期待はますます複雑多岐にわたっていることから平成2年4月1日付けで、この制度を改正して違反建築の防止はもとより建築物の防災等に関する啓発活動についても協力をお願いし、又協力員の任期を2年に延長するとともに協力員数も30人に増員し体制の充実を図っている。

3 公園緑地

わが国では、戦後の急激な都市への人口と産業の集中によって、市街地の過密化や郊外の無秩序な開発がすすめられた。その結果、緑とオープンスペースは著しく減少し、都市の生活環境や景観は悪化しており、住民生活に大きな影響を与えるようになってきている。

この緑とオープンスペースは、潤いのある風致や景観をつくり出し、気温をやわらげ大気を浄化するなど、環境を保全するとともに、身近な子供の遊び場や、日常のスポーツ、レクリエーションの場所、あるいは散策、休息などを通して自然との触れあいの場所となり、住民の健康の保持と増進に大きな役割をはたし、また災害時には、避難地として役立つばかりか、災害の拡大を防いだり、大気汚染、騒音、振動などの公害を緩和し、住民の

生命や財産をまもってくれるものである。今や、「都市」として、緑とオープンスペースは、なくてはならないものになってきたと言える。

本市は、「森の都」と語られるほどに豊かな「緑」に恵まれ、清冽な湧水を誇りにしてきた。これらの保全と育成とは、次代に対する私たちの“つとめ”であり、本市の将来像のひとつである「緑と水にかがやく明るい健康都市」建設のための主軸ともなっている。

公園事業については、大正13年皇太子御成婚記念事業として、水前寺運動公園を建設したことに始まり、次いで同14年、出水村合併と同時に出水神社庭園を市が借り受けて水前寺公園（現在、出水神社所有管理）とした。更に、同年二十三聯隊跡を大蔵省より借り受けて、花畑公園とし、また、花岡山の登山道路の整備を行うなどしている。

公園が都市計画公園として決定されたのは、昭和31年に鍛冶屋町公園外3カ所が最初であり、翌32年戦災復興土地区画整理地区内の花畑公園外24カ所を追加決定した。その後用地買収、区画整理事業等により、公園用地を確保し、逐次追加して、平成元年度末で公園・緑地・墓園をあわせて193カ所604.97haを都市計画決定している。

平成元年度末での本市の都市公園等の整備状況は、450カ所、370.99haで、これは市民1人当たり6.47㎡の整備水準となっている。また、民有地等の借地による「まちの広場」として94カ所約6.27haを供用している。

このほか、昭和61年度からは水前寺江津湖公園内の下江津地区に「緑の相談所」を開設し、園芸相談をはじめ、さつき展、サボテン展などの催し物を行うなど、緑化をすすめるセンターとしての活動をはじめている。

今後の公園整備計画については、都市公園等整備緊急措置法に基づく、第一次（昭和47～51年度）第二次（昭和51～55年度）及び第三次（昭和56～60年度）都市公園等整備五カ年計画によって整備をすすめてきたが、昭和61年度からは、第四次五カ年計画がスタートしている。これは、第三次五カ年計画に引き続いて、

ア 公園整備の地域的アンバランスを是正し、地域に密着した児童公園、近隣公園などの基幹公園の整備を積極的にすすめること

イ 中心市街地にオープンスペースを確保するため、河川敷公園、緑地の整備を促進すること

ウ レクリエーション需要の高まりに対処して、広域公園の整備をすすめること

を基本とし、平成2年度末の住民1人当たりの都市公園の面積を7.4㎡以上とすることを目標にしている。

また、これから緑とオープンスペースの保全と整備を図るための施策を総合的に展開するため、熊本市では国の施策に基づいて「緑のマスタープラン」を策定中である。

国の方針によれば、西暦2000年（平成12年）を目標に、確保すべき緑地を原則として市街化区域面積に対しておおむね30%以上を標準として設定し、このうち中核をなす都市公園等については、原則として住民1人当たりおおむね20.0㎡を確保することを標準として設定することとされている。

「緑のマスタープラン」の策定後は、この緑地整備の青写真に基づいて、環境保全のための緑地、レクリエーションのための緑地、防災のための緑地というそれぞれの機能を備えた緑地の整備をすすめ、緑あふれる街をつくりあげていくことになる。

都市公園等の整備状況

(平2.3.31現在)

種 別		都 市 計 画 決 定					② 都市計画決定して いないが供用 しているもの		供 用 し て い る も の (①+②)		
		計 画 決 定		①供 用							
		箇所数	面 積	箇所数	面 積	供用率	箇所数	面 積	箇所数	面 積	一人当 面 積
児 童 公 園		カ所 146	ha 32.76	カ所 140	㎡ 312,028	% 95	カ所 246	㎡ 153,424	カ所 386	㎡ 465,452	㎡ 0.81
近 隣 公 園		16	29.0	10	139,245	48	1	21,303	11	160,548	0.28
地 区 公 園		3	16.2	3	140,563	87	—	—	3	140,563	0.24
総 合 公 園		1	56.0	1	526,895	94	—	—	1	526,895	0.92
運 動 公 園		3	87.0	2	707,300	81	1	30,054	3	737,354	1.29
特殊公園	風 致 公 園	3	15.5	3	171,859	111	2	11,976	5	183,835	0.32
	歴史公園など	6	9.0	6	74,467	83	3	79,054	9	153,521	0.27
広 域 公 園		1	126.5	1	922,358	73	—	—	1	922,358	1.61
緑 地		11	208.61	8	102,534	5	20	138,954	28	241,488	0.42
墓 園		3	24.4	3	177,979	73	—	—	3	177,979	0.31
都 市 公 園 計		193	604.97	177	3,275,228	54	273	434,765	450	3,709,993	6.47
まちの広場		—	—	—	—	—	94	62,746	94	62,746	0.11
合 計		193	604.97	177	3,275,228	54	367	497,511	544	3,772,739	6.58

(注) ・供用面積には、都市計画決定区域を越えて供用されている面積を含めている。運動公園の中には
熊本県民総合運動公園(583,000㎡)を含めており、広域公園には、水前寺成趣園(61,141㎡)と
体育館敷地(36,073㎡)を含めている

・人口は、平成2年4月1日の推計人口573,421人を採用している

市民一人当たり都市公園等面積の推移

年度 区分 種別	60			61			62			63			元		
	数	面 積	一人当面積	数	面 積	一人当面積	数	面 積	一人当面積	数	面 積	一人当面積	数	面 積	一人当面積
		ha	㎡		ha	㎡		ha	㎡		ha	㎡		ha	㎡
利用中の児童公園	319	40.81	0.73	334	42.50	0.76	356	43.83	0.78	368	44.84	0.79	386	46.54	0.81
利用中の全公園	373	310.93	5.61	389	315.42	5.64	415	323.00	5.73	430	365.76	6.43	450	370.99	6.47

4 都 市 開 発

(1) 区画整理事業

本市の区画整理事業は、戦前では昭和6年に組合施行による国府第一土地区画整理、翌7年に水前寺区画整理、大江東部区画整理を施行し、これに併行して耕地整理が各所で行われたが戦後は国の方針に基づく戦災復興土地区画整理の着工を見た。

また市の東部地区においては、市施行による東部第一土地区画整理事業があり、そのほか市内各所において、住宅地開発を目的とする事業が、組合等の施行により逐次行われており、戦前戦後を通じ本市では34地区(1,445.5ha)において、計画的な市街地が造成されている。さらに、今後の施行予定地区として、西部第一地区(市施行38.4ha、平2.3.12都市計画決定)、城山大塘地区(組合施行2.7ha、認可申請中)、清水亀井地区(組合施行2.7ha、認可申請中)がある。

施行状況

(平2.4.1現在)

地区名	施行者	法分類	施行面積 ha	認可年月日	減歩率 %	公共用地率 %	施行年度	総事業費 千円	換地処分		備考
									公告年月日	処面積 ha	
国府第一	組 合	条 項 3～2	17.3	昭 6. 8.13	18.3	18.8	昭 6～16	47	昭	17.3	完 了
水 前 寺	"	"	76.1	7. 5.27	29.6	20.9	7～19	174	19. 8.10	76.1	完 了
大江東部	"	"	21.1	7.12.27	31.5	25.4	7～18	43	12. 9.25	21.1	完 了
花 岡 山	"	"	27.7	10. 6.13	19.9	18.2	10～28	185	26. 2.28	27.7	完 了
戦災復興	市	3～4	(1地区) 84.8	22. 7.19	23.2	40.5	22～59	584,297	45.12.26	84.8	完 了
			(2地区) 207.5	23.10.20	23.8	32.4	23～59	1,832,151	昭 40. 1. 16 2 44. 2. 13 3 46. 9. 8 4 46. 9. 8 5 50. 3. 27 6 40. 9. 18	74. 4. 1 73. 4. 1 40. 9 14. 8 0. 1 3. 9	完 了
健軍第二	県	3～3	262.9	28. 4. 1	15.0	24.6	28～32	1,432	32. 6.20	262.9	完 了
秋津第一	組 合	3～2	20.7	32. 7.16	23.1	32.2	32～34	6,300	34. 3.25	20.7	完 了
国府第二	"	"	9.9	33. 9.20	21.1	22.6	33～35	10,000	35. 5.24	9.9	完 了
城 東	共 同	3～1	3.2	34. 3. 4	23.7	23.0	34～35	460	35. 3.23	3.2	完 了
東部第一	市	3～3	235.1	35. 4.25	21.9	25.2	35～61	3,375,201	昭 50. 1. 16 2 51. 8. 10 3 50. 7. 11 4 54. 3. 30 5 57. 5. 1 6 54. 8. 11	57. 5 42. 6 79. 4 14. 8 11. 9 25. 9	完 了
江津第一	組 合	3～2	15.0	36. 9.22	17.0	18.9	36～53	53,884	52. 5.18	15.0	完 了
秋津第二	"	"	121.3	38. 5.21	26.1	24.0	38～58	585,640	昭 45. 8. 27 2 49. 1. 12 3 52. 4. 14	29.7 52.2 39.4	完 了
清 水	"	"	14.5	39.12. 4	64.8	24.7	39～55	189,919	昭 41. 1. 16 2 42. 2. 2	8.8 5.7	完 了
江 津 湖 団	個 人	3～1	15.7	41. 6.28	19.1	26.0	41～42	76,800	42. 7. 6	15.7	完 了
長溝団地	"	"	5.9	42.12. 9	21.1	25.0	42～43	52,930	43. 9.16	5.9	完 了
万石団地	"	"	3.5	42.12.21	21.5	25.4	42～43	18,004	43. 4.11	3.5	完 了
復興団地	"	"	2.1	42.12.27	16.3	19.4	42～44	8,434	44. 2. 1	2.1	完 了
託麻団地	"	"	17.5	43. 9. 4	27.5	30.6	43～44	207,000	44. 3.18	17.5	完 了

建設

地区名	施行者	法分類	施行面積	認可年月日	減歩率	公共用地率	施行年度	総事業費	換地処分		備考
									公告年月日	処面分積	
楠団地	個人	条 項 3～1	ha 40.4	昭 44. 3.28	% 19.5	% 24.2	昭 44～47	千円 451,445	昭 47. 1. 27 44. 11. 8 45. 10. 15	ha 40.4	完 了
富ヶ丘	組 合	3～2	4.5	44. 9. 3	33.1	32.1	44～45	44,750	45. 8.17	4.5	完 了
国府第三	"	"	3.5	44. 9.18	28.7	22.2	44～46	25,000	46. 6.21	3.5	完 了
津ノ浦	個人	3～1	6.5	45. 9.10	26.7	23.2	45～48	200,253	48. 3.26	6.5	完 了
武蔵ヶ丘	"	"	37.0	45.12.14	23.8	27.3	45～48	660,000	48. 5. 2	37.0	完 了
烏ヶ江	組 合	3～2	4.0	46. 1.26	25.9	20.1	46～52	58,807	52. 9.20	4.0	完 了
戸島南台	"	"	4.2	46.11. 8	22.4	21.5	46～48	18,580	48.12. 1	4.2	完 了
出水第二	"	"	9.8	48.10.16	24.8	21.1	48～51	278,478	51. 3. 4	9.8	完 了
出水第一	"	"	11.9	48.12.14	24.2	25.8	48～52	385,377	52.10.28	11.9	完 了
水前寺	県	3～3	5.7	53. 9. 9	7.8	58.8	53～ 平3	3,232,210			
南部第一	組 合	3～2	117.0	55. 8.11	28.2	28.9	55～ 平4	9,149,000			
佐土原	"	"	5.3	58. 8. 4	28.5	21.8	58～63	361,100	62. 9.13	5.3	完 了
城山上代	"	"	13.2	59. 7.24	26.6	22.2	59～ 平2	851,999	63. 9. 8	13.2	完 了
戸坂	"	"	6.9	60. 9.20	35.3	25.3	60～ 平元	608,000			
田井島	"	"	6.5	60.11.30	29.3	29.0	60～ 平元	528,000			
八王寺	"	"	7.4	61. 1.29	30.5	24.7	60～ 平元	600,421	元.11. 4	7.4	完 了

(2) 土地利用転換計画策定事業実施地区

秋津第三地区	転換予定区域	11.0ha (策定済)
健軍町山の神地区	"	13.6ha (")
八王寺地区	"	12.3ha (")
託麻北地区	"	30.0ha (")
島地区	"	19.4ha (")
城山上代地区	"	11.2ha (")
長嶺地区	"	20.0ha (")
龍田地区	"	10.0ha (")
小山地区	"	27.0ha (")
長嶺東地区	"	82.0ha (")

上記地区は、農地が大部分をしめているが、市街化区域内であり、スプロール化されつつあるため、都市的土地利用と暫定的農業的土地利用との調整を図りつつ、計画的市街地の整備及び農業的経営の改善を進める農住型土地利用転換計画策定事業を行っている。このうち城山上代地区は昭和59年7月に、八王寺地区は昭和60年1月にそれぞれ土地区画整理組合が設立し、事業を実施している。また、その他の地区についても事業化に向け推進中である。

(3) 市街地再開発事業

市街地再開発事業は、既成市街地における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図ることを目的とし、昭和44年に制定された都市再開発法に基づき行われる事業である。

本市では、再開発事業を促進し、土地の高度利用を図るべき地域として、熊本駅周辺をあげている。

(熊本駅前周辺)

本市では、県都熊本の玄関口に相応しい街づくりを促進する必要から昭和57年度、熊本駅前地区16.5ヘクタールを対象とした再開発事業基本計画を作成した。その中の熊本駅前広場の北側に接する春日1丁目13番街区と12番街区の1部については、熊本駅前北地区第1種市街地再開発事業の都市計画決定(昭和61年4月22日)がなされた。この駅前再開発の事業化により、熊本駅周辺のみならず、熊本市全域にわたる再開発事業促進のリーディングプロジェクトとなることが期待される。

熊本駅前北地区第1種市街地再開発事業

ア 再開発地区面積

0.5 ha

イ 権利者構成

土 地 所 有 者	借 地 権 者	借 家 権 者	計
17人	8人	12人	37人

ウ 施設及び建築物

① 設計方針

幅員36メートルの都市計画道路を前面道路とし、駅前広場に接し、北と西を市道で囲まれることとなる地区に、駅前としてシンボル性があり、地区コミュニティの中心としてコンベンション機能を充実させた文化的付加価値の高い都市型のホテル(客室数137室)を中核とする施設配置を計画

構 造	鉄 骨 鉄 筋 コ ン ク リ ー ト 造
規 模	地下2階、地上11階、塔屋1階 2B～1F：機械室、駐車場、店舗、飲食店、ホテルロビー 2F～5F：ホテル宴会場、結婚式場 6F～11F：ホテル客室
総 事 業 費	約65億円
施 行 期 間	昭和61年～平成5年

② 建ぺい率及び容積率

地 区 面 積	建 築 敷 地 面 積	建 築 面 積	建 築 延 面 積	建 ぺ い 率	容 積 率
5,142 m ²	2,419 m ²	1,906 m ²	16,861 m ²	78.82 %	599.33 %

(注) 容積率対象床面積(駐車場・ビロティ等を除いた面積) = 14,498m²

(4) 都市整備

都市整備の観点から、市内全域より抽出された再整備必要地域について基本的調査を行い、又各事業の中で調整が必要な場合には、これに当る。

5 河 川

(1) 河川の状況

(平2.4.1現在)

河 川 名	級 別	川 幅	計 画 高 水 位	市 流 路 延 長	市 流 域 面 積	地 点
白 川	1	216.0 ^m	7.689 ^m	26.1 ^{km}	13.82 ^{km²}	城山半田町(八城橋下)
坪井川	2	25.0	10.579	18.5	34.00	手取本町(既橋下)
井芹川	2	31.5	8.315	7.0	15.00	横手町(四方池橋下)
松尾川	普通〔砂防〕	〔(4.0)〕	—	3.3	2.83	松尾町(皆代橋下)
天明新川	1(準)	〔(15.0)〕(13.4)	(4.480)	9.4(2.45)	13.90(5.74)	八幡町(JR鉄橋下)
加勢川	1	155.0	6.64	15.0	33.58	函岡町大字下無田(中ノ瀬橋下)
木部川	1	11.0	—	5.0	2.50	元三町(さかば橋下)
緑 川	1	255.0	6.29	1.7	0.29	緑川橋の土手の堰の下
秋津川	1	49.0	7.326	3.1	6.00	秋津町(野間橋下)
藻器堀川	1	6.5	8.33	8.6	2.80	水前寺公園鳥居前
保田窪放水路	1	16.8	24.75		5.30	新南部町(東海大学裏)
木山川	1	55.0	7.300	2.5	0.60	秋津町(間島橋下)
矢形川	1	59.0	7.103	0.8	0.20	秋津町(矢形橋下)
近津川	普通〔砂防〕	〔(6.0)〕	—	3.3	1.60	松尾町大字近津(鹿島神社前)
前 川	(準)	4.0(4.0)	12.35(12.35)	2.5(0.75)	1.75	花園町(1号橋下)
小山田川	普 通	〔(2.0)〕	—	2.5	2.00	麴川合流点
麴 川	2〔砂防〕	10.4	9.303	3.0	3.10	島崎町(麴川1号橋下)
健軍川	1	11.6	7.50	11.0	14.60	神水本町(第2湖東橋下)
万石川	2〔砂防〕	9.4	15.986	1.8	1.91	清水亀井町(清水橋下)
鶯 川	1	〔(4.2)〕	—	1.5	1.58	東野4丁目(鶯2号橋下)
荒谷川	普通〔砂防〕	〔(3.5)〕	—	3.1	1.65	松尾川合流点
平 川	普通〔砂防〕	9.0	6.560	1.5	1.50	井芹川合流点
谷尾崎川	(準)〔砂防〕	〔(6.3)〕(11.2)	3.500	3.4(0.95)	2.50	井芹川合流点
成道寺川	普 通	〔(3.8)〕	—	2.48	1.37	井芹川合流点
泥 川	普 通	〔(5.5)〕	—	2.35	2.30	坪井6丁目(熊本中央自動車学校前)
兎谷川	2〔砂防〕	5.0	19.671	1.65	1.70	清水町大字万石(万石2号橋下)

(注) () は準用河川指定区域 〔 () 〕 は現況幅員 [] は砂防指定区域

(2) 特別排水路

市民から都市排水について問題提起が多いことから、昭和51年度に行った市域(市街化区域)の現況調査資料をもとに、都市小河川(1, 2級河川)、準用河川、都市下水路および農業用排水路以外の排水施設として、新たに「特別排水路整備事業」を推進している。

特別排水路整備事業は、現在そのまま放置できないかなり広範囲な排水不良地区を対象として昭和52年度から整備を行っているものである。

ア 対象水路 花園、託麻、帯山、坪井、上熊本、長嶺、日向崎、高江、佐土原、春日、壺川、新大江、楡木、麻生田、田井島、水前寺、田迎、(東水前寺)、〔渡鹿、龍田〕計20本

() は整備未着手、[] は完了済を示す

イ 整備状況

(平2.3.31現在)

区 分	全 体 計 画	整 備 済	進 捗 率
延 長 (m)	40,060	25,170	62.8%
事 業 費 (千円)	10,985,884	5,221,445	

6 総 合 治 水

(1) 浸水常襲地域の軽減・解消対策

市民の生命、財産等を水害から守るため、過去の水害歴等を調査・原因分析することにより、市域の浸水頻度の高い地区19カ所を選定し、その軽減、解消を図るため年次計画で整備を進めている。

主な事業 調整池、雨水浸透柵、排水機場施設等の設置

(2) 雨水流出抑制対策

浸水の主な原因は、河川、用排水路等が未整備な段階で市域の開発が急速に行われたため、保水、遊水機能が減少し、これが起因となって流出量が増大、水路が氾濫することによるものである。

このため市域における宅地等開発時の排水施設の整備及び雨水処理対策として、貯留池、貯留槽、浸透柵等の設置を指導している。

特に公共施設内の用地を利用した雨水抑制施設の設置を強く進めていくこととする。

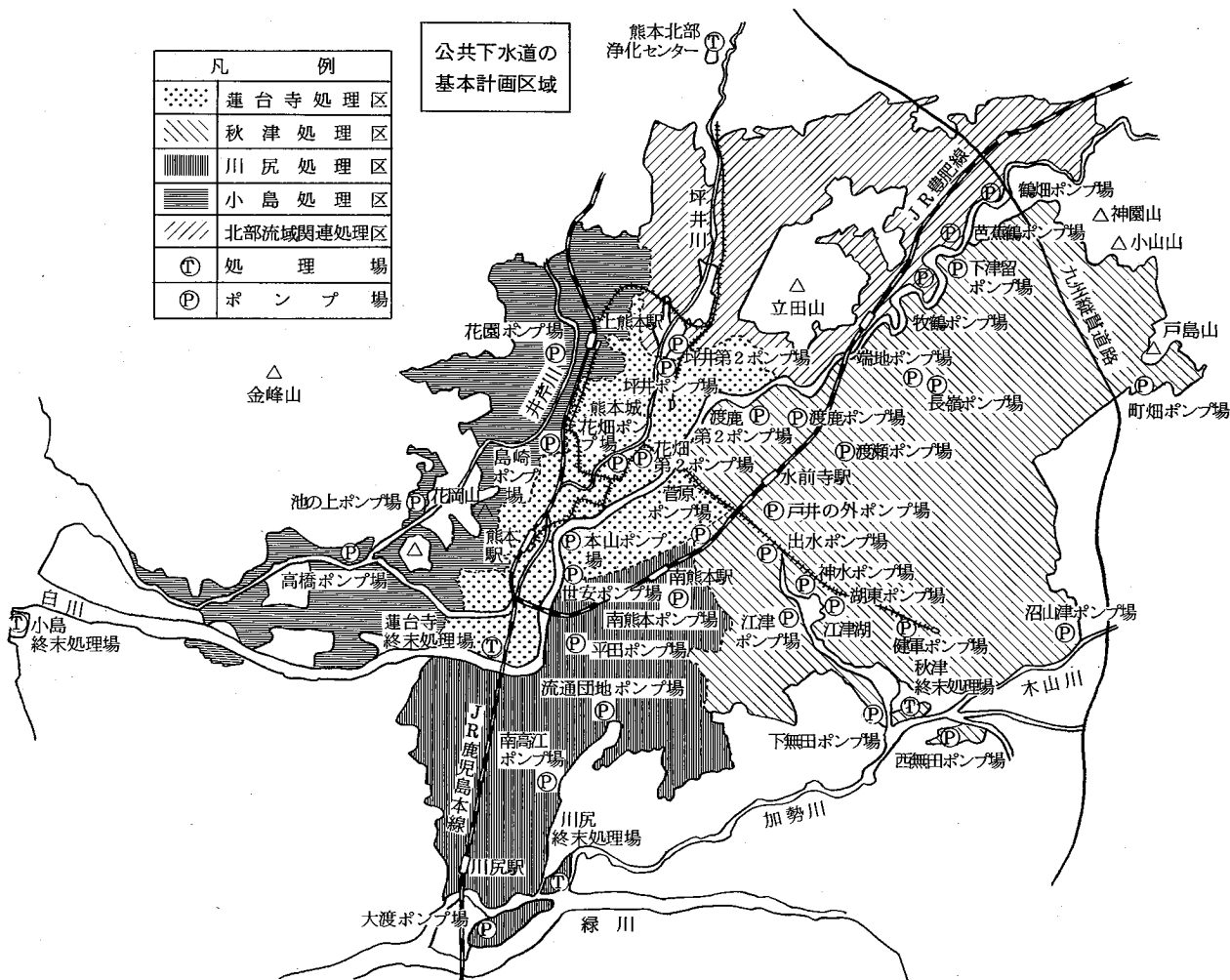
7 下 水 道

下水道は市民が健康で快適な生活を営むための必須の生活環境施設として位置づけられるとともに、近年大きな社会問題となっている公共用水域の汚染を防止して、自然環境並びに水資源の保全を図るためのきわめて公共性の高い施設であり、本市においても事業の最重要施策のひとつとして整備促進に努力している。

本市における下水道事業は公共下水道と都市下水路であり、公共下水道については市域面積17,173haに対し、10,080haの下水道計画区域を策定している。又、昭和23年に中心部278haの認可を受け、その後事業の進捗にあわせ、逐次変更認可により区域の拡大を重ね、現在の認可区域面積は5,490ha（武蔵ヶ丘団地市域分37haを含む）で、その完成目標は平成4年度末としている。

現在は、昭和61年度を初年度とする第6次下水道整備5カ年計画の中で事業を促進中であり、平成元年度末の処理区域面積は4,197haとなっている。

都市下水路については、主として市街地内の雨水排除を目的として状況に応じて計画、施行を行っている。



(1) 事業計画 事業認可年月日 昭和23年12月15日

着工年月日 昭和23年 4月 1日

完工年月日 平成13年 3月31日

排除方式 合流式、分流式

(平2.3.31 現在)

区	分	基本計画 (A)	実施済 (B)	進捗率B/A (%)
総 事 業	処理面積(ha)	10,080	4,197	41.6
	処理人口(人)	661,700	307,800	46.5
	管きょ延長(m)	2,130,900	962,924	45.2
	汚水ポンプ場(カ所)	32	19	59.4
	雨水 " (")	6	4	66.7
	終末処理場	4	3	75.0
	事業費(千円)	310,189,000	130,645,627	42.1
	国庫補助(")	102,101,000	45,717,973	44.8
	県費補助(")	0	0	0
	市費その他(")	37,919,000	10,223,301	27.0
	市 債(")	170,169,000	74,720,560	43.9
蓮 台 寺 処 理 区 (城東 花園 城山 春竹地区)	処理面積(ha)	1,253	1,279	102.0
	処理人口(人)	91,200	100,100	109.8
	管きょ延長(m)	316,200	305,738	96.7
	中継ポンプ場(カ所)	3	3	100
	雨水 " (")	4	4	100
秋 津 処 理 区 (東町 健軍 水前寺 画図地区)	処理面積(ha)	4,135	2,338	56.5
	処理人口(人)	274,000	174,890	63.8
	管きょ延長(m)	862,200	521,247	60.5
	中継ポンプ場(カ所)	17	13	76.5
	雨水 " (")	—	—	—
川 尻 処 理 区 (春竹 近見地区)	処理面積(ha)	1,673	377	22.5
	処理人口(人)	103,600	17,390	16.8
	管きょ延長(m)	351,000	90,487	25.8
	中継ポンプ場(カ所)	5	3	60.0
	雨水 " (")	1	0	0
小 島 処 理 区 (花園 城山地区)	処理面積(ha)	1,367	0	0
	処理人口(人)	87,700	0	0
	管きょ延長(m)	277,000	2,755	1.0
	中継ポンプ場(カ所)	3	0	0
	雨水 " (")	1	0	0
北 部 流 域 関 連 処 理 区 (堀川 浦田 清水地区) 武蔵ヶ丘団地処理区を含む	処理面積(ha)	1,652	203	12.3
	処理人口(人)	105,200	15,420	14.7
	管きょ延長(m)	324,500	42,697	13.2
	中継ポンプ場(カ所)	4	0	0
	雨水 " (")	—	—	—

行政区域人口に対する普及率 (平2.3.31 現在)

行政区域人口	処 理 人 口	普 及 率
565,676人	307,800人	54.4%

(2) 下水道使用料 (昭和63年9月16日改正)
(昭和64年1月1日から施行)

汚水の種類	使用料					
	基本料金	従量料金				
		第1段	第2段	第3段	第4段	第5段
一般家庭用及び営業用汚水 (公衆浴場用及び水道水以外の水の使用による一般家庭用汚水を除く)	8㎡以下 1㎡につき 300円	9㎡以上 20㎡以下 1㎡につき 40円	21㎡以上 50㎡以下 1㎡につき 50円	51㎡以上 200㎡以下 1㎡につき 60円	201㎡以上 500㎡以下 1㎡につき 70円	501㎡以上 1㎡につき 80円
公衆浴場用汚水	1㎡につき	5円				
水道水以外の水の使用による一般家庭用汚水	1世帯につき	300円				

- (注) 1 料金は、上記料金表の基本料金と従量料金との算定額に100分の103を乗じて得た額(1円未満の端数は切り捨て)とする。(平成元年3月28日改訂、平成元年8月1日から適用)
2 公衆浴場用汚水とは、公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令(昭和32年厚生省令第38号)に基づき熊本県知事が定める公衆浴場入浴料金の統制額の指定の適用を受けるものから排除された汚水をいう

徴収方法 水道水……水道局へ調定金額の9%で徴収委託(元年度委託料124,300,400円)

井戸水……親和水道有限会社へ収納した納入通知書1件当たり148.32円で徴収委託

(元年度委託料2,205,359円)

(3) 受益者負担金 (昭和50年12月19日条例公布)
(昭和51年8月1日賦課開始)

$$\text{受益者の負担金額} = \frac{\text{末端管きょ事業費} \times \frac{1}{3.5}}{\text{負担区域総面積} \times 0.8} \times \text{賦課区域内の受益者の土地面積}$$

単位負担金額 1㎡当たり200円

徴収方法 原則として一括納付、ただし、受益者が分割納付を申し出た場合は、3年間の12回分割

(4) 水洗便所普及状況及び貸付金

種別 年度	処理可能人口	処理戸数 (世帯)	水洗便所設置 戸数	水洗便所人口	普及率(%)
60	238,700	73,660	69,334	220,072	
61	257,500	80,256	75,962	238,962	
62	271,700	86,429	82,458	253,967	
63	288,700	92,706	88,143	269,361	
元	305,500	98,951	93,848	284,722	93.2

貸付金額 くみ取り便所1カ所又は、浄化槽廃止1基につき317,000円以内

貸付期間 30ヵ月

返還方法 無利子、30ヵ月以内の月賦均等償還

貸付条件 ○市内居住者

○返済能力のあるもの

○市税を滞納していないもの

○保証人1人

貸付金 (昭43.1貸付開始)

年度	種別	貸付箇所数	金 額
42~60		27,298	2,836,024千円
61		2,015	245,304
62		2,334	275,593
63		2,128	243,564
元		1,981	210,807
計		35,756	3,811,292

(5) 終末処理場

処理場名	種 別	処 理 面 積	処 理 人 口	敷地面積	処理能力水量	処 理 方 式
蓮台寺下水処理場	計 画	1,253 ha	91,200 人	93,900 m ²	156,300 m ³ /日	標準活性汚泥法
	実 績	1,279	100,100	93,900	145,800	"
秋津下水処理場	計 画	4,135	274,000	120,400	254,600	"
	実 績	2,338	174,890	120,400	116,200	"
川尻下水処理場	計 画	1,673	103,600	123,000	111,900	"
	実 績	377	17,390	123,000	13,900	"
小島下水処理場	計 画	1,367	87,700	115,700	86,700	"
	実 績	0	0	115,700	0	"
武蔵ヶ丘団地 下水処理場	計 画	63(内市分37)	12,000(内市分6,600)	4,000	3,000	"
	実 績	63(内市分37)	8,944(内市分3,500)	4,000	3,000	"

名 称 蓮台寺下水処理場
 所 在 地 熊本市蓮台寺町920番地
 建設年月日 昭39.9~平2.3 (昭43.1.6運転開始)
 建設費 総額 13,317,745千円

秋津下水処理場
 熊本市秋津町秋田534番地
 昭45.8~平2.3 (昭47.12.1運転開始)
 総額 19,115,486千円

名 称 川尻下水処理場
 所 在 地 熊本市元三町1230番地
 建設年月日 昭56.4~平2.3 (昭62.4.1運転開始)
 建設費 総額 12,770,374千円

武蔵ヶ丘団地地下水処理場
 菊池郡菊陽町津久礼3951番地4
 昭46~平2.3 (昭48.4.5運転開始)
 総額 220,191千円

(6) 都市下水路

水 路 名	延 長	排 水 面 積	備 考
高 橋 下水路	779 m	159 ha	昭33~35 年度 事業完了
旧井芹川	918	41	昭35~37 "
春日	1,317	63	昭34~37 "
秋 津	1,463	85	昭38~41 "
帶 山	1,474	76	昭39~41 "
出 水	1,370	41	昭42~46 "
段 山	467	38	昭45~48 "
新南部	668	43	昭46~48 "
山ノ下	1,058	57	昭48~56 "
湖 東	983	77	昭47~56 "
秋 津	2,410	228	昭50~56 "
竜 田	830	95	昭55~平2 事業実施中
月 出	2,000	81	昭55~平2 "
上 熊 本	930	110	昭57~平2 "

建設

(7) 共同排水設備助成金

公共下水道処理区域内で管きょが布設されない私道に共同で排水設備を設置する場合、その設備費用の3分の2以内を助成するもの。

ア 条 件

- 設置場所が公共ますから15m以上離れていること
- 利用可能戸数が2戸以上あり、設置後全部が水洗化するもの
- 土地所有者が設置に同意していること
- 布設された管きょの維持管理は申請者の負担で行うこと

イ 助成状況（昭和47年度助成開始）

年度	種別	申請件数	助成金額
47～59		213 件	48,730,100円
60		78	22,606,600
61		74	24,885,300
62		130	39,566,500
63		111	39,784,200
元		144	52,534,900

8 市 営 住 宅

(1) 住宅建設状況

ア 総 括

年度	種別	1 種	2 種	特定目的	合計
20～60		4,399 (3,508)	4,145 (3,258)	1,540 (1,442)	10,084 (8,208)
61		160 (160)	135 (135)	10 (10)	305 (305)
62		145 (145)	212 (212)	24 (24)	381 (381)
63		100 (100)	334 (334)	18 (18)	452 (452)
元		54 (54)	144 (144)	16 (16)	214 (214)
計		4,858 (3,967)	4,970 (4,083)	1,608 (1,510)	11,436 (9,560)

(注) () の数字は管理戸数を示す

イ 第1種住宅

種別 年度	木 造		中 層 耐 火		簡 耐 平 家		簡 耐 二 階		計		申込者	倍 率 (平均)
	建 設	管 理	建 設	管 理	建 設	管 理	建 設	管 理	建 設	管 理		
20～60	855	131	2,679	2,676	582	434	283 (4)	267 (4)	4,399 (4)	3,508 (4)	37,993	—
61			160	160					160	160	194	1.21
62			145	145					145	145	204	1.40
63			100	100					100	100	156	1.56
元			54	54					54	54	141	2.61
計	855	131	3,138	3,135	582	434	283 (4)	267 (4)	4,858 (4)	3,967 (4)	—	—

(注) () 内は耐火二階の戸数

ウ 第2種住宅

種別 年度	木 造		中 層 耐 火		簡 耐 平 家		簡 耐 二 階		計		申込者	倍 率 (平均)
	建 設	管 理	建 設	管 理	建 設	管 理	建 設	管 理	建 設	管 理		
20～60	1,240	467	1,898	1,898	697	583	310	310	4,145	3,258	22,910	—
61			135	135					135	135	611	4.53
62			212	212					212	212	756	3.57
63			334	334					334	334	657	1.97
元			144	144					144	144	437	3.03
計	1,240	467	2,723	2,723	697	583	310	310	4,970	4,083	—	—

エ 特定目的

種別 年度	木 造	中 層 耐 火	簡 耐 平 家	簡 耐 二 階	計
20 ～ 60	46	1,293	79	24	1,442
61		10			10
62		2		22 (2)	24 (2)
63		18			18
元		16			16
計	46	1,339	79	46 (2)	1,510 (2)

(注) 改良住宅を含む
() 内は耐火二階の戸数

(2) 団地別管理戸数

ア 第1・第2種住宅

(平2.4.1現在)

団地名	所在地	建設年度	第1種					小計	第2種					小計	総計	家賃	
			木造	中層	簡耐平	簡耐二	その他		木造	中層	簡耐平	簡耐二	その他			1種	2種
東本町	東本町8~10	49~52		108				108		20				20	128	16,500~19,000	17,700
出水	水前寺公園875~888	27~31		114		37	8	159							159	5,600~7,600	
菅原	菅原町4-5・10-1	32~35		90				90							90	7,600	
渡鹿	渡鹿4丁目16・17,7丁目3-1・4-1	30~31	12		24			36			6	16		22	58	5,400~5,700	3,000
本荘	本荘5丁目227-1	36~37		48				48							48	8,800~8,900	
田子原	島崎5丁目25	53~54		12				12		54				54	66	27,500	19,400~20,000
荒尾	尾崎7丁目1483~1523	33	9		16			25	20					20	45	5,400~5,600	3,400
石神(カ)	島崎3丁目80-1	29					16	16							16	7,100	
宮内	殿山本町52	30												1			3,300
花園上の原	花園5丁目890	28							60					60	60		3,200
峠	花園6丁目1049~1092	28~33	19		12	10		41	111					111	152	5,300~6,300	3,200
中尾	花園6丁目1160	41~42								20				20	20		5,100~5,600
池田上ノ原	池田2丁目940~943	29							35					35	35		3,200
上岩迫	池田2丁目1210	31	14					14	15		16			31	45	5,400	3,000~3,400
山の下	池田2丁目15~57	32~33							28		57			85	85		3,000~3,600
井場の下	池田2丁目999~1071	36	11					11			32			32	43	6,100	3,800
黒髪	黒髪4丁目362	28							36					36	36		3,200
半田	城山半田町17	41~42									54			54	54		4,600~5,300
八幡	八幡町510	51~52		54				54		76				76	130	23,500	16,700~18,700
苗田	御幸苗田町1789	53~54								60				60	60		19,400~20,000
高橋	高橋町262~269	30							6					6	6		3,300
帯山	帯山1丁目37	59								56				56	56		27,800
拝聖庵	清水町大字万石1~29	29	15					15	50					50	65	5,300	3,200
万石	清水町大字万石279~325	32~33	36		21			57							57	5,400~5,600	
亀井	清水亀井町764	35	15		20			35	12					12	47	5,700	3,600
高平	清水町大字高平391	38~41		96		78		174							174	7,200~8,200	
新地	清水町大字新地1917	37~48			210	24		234	15	4	199	48		266	500	6,100~7,400	4,100~9,500
北上	上南部町1279	39~42			18			18	16		26			42	60	6,600	4,300~4,700
託麻	西原2丁目4-1・新南部町33	41~43		72	84	12		168			108	60		168	336	6,900~9,900	4,900~7,000
弓削	龍田町弓削591~593	28							6					6	6		3,200
堂の前	龍田町上立田912-5	36							56					56	56		4,200
楠	楠1丁目~5丁目	43~47		572	29	78		679	306	65	186			557	1,236	8,500~11,300	6,400~9,200
東町	東町2-17	48		150				150		60				60	210	12,000	9,500
武蔵ヶ丘	武蔵ヶ丘2丁目40	48		80				80							80	14,500~15,500	
野越	南高江町2233	49~52		280				280	158					158	438	19,100~23,500	14,600~17,700
長嶺	長嶺町2178	50~51		150				150	120					120	270	20,500	14,600~15,500
琴平	琴平本町4	53		30				30	55					55	85	27,800	20,900
長嶺西	長嶺町2331	53		60				60							60	27,500	
横林	高江町1250-30	54							55					55	55		21,000
栗ノ内	高江町1339	54		130				130	40					40	170	28,000	21,000
大窪	清水町大字大窪261	55~56		60				60	90					90	150	30,000	22,000
野田	野田町331-1	55~56		60				60	79					79	139	30,000	22,000
田迎	田迎町大字出仲間733	55~56							78					78	78		22,000
尾ノ上	尾ノ上1丁目29-19	56~57		35				35	55					55	110	32,000	24,000
小島	小島下町531	56~57		20				20	40					40	60	32,000	24,000
上ノ窪	龍田町弓削1602	56~57		25				25	69					69	94	32,000	24,000
上ノ郷	上ノ郷町471	57		56				56	20					20	76	32,000	24,000
新南部	新南部町512	57		15				15	17					17	32	32,000	24,000
戸島	戸島町3173・3178	57~58		45				45	90					90	135	34,000	26,000
城南	南高江町2737	57~58		15				15	24					24	39	34,000	26,000
大江	大江4丁目15-37	58		20				20							20	37,000	
東尾ノ上	尾ノ上2丁目24	58		34			4	38							38	37,000	
下南部	下南部町48	58~59		105				105	165					165	270	33,400~33,700	25,000
東町桜	東町4-5	59~60		100				100	90					90	190	39,000~39,400	29,500~30,000
佐土原	健軍町4175-1	59		20				20	17					17	37	39,000	29,000
日吉	南高江町2737	59		50				50	40					40	90	39,000	29,000
薄場	薄場町510	60~61		50				50	56					56	106	36,800~37,300	28,000~28,500
月出	健軍町2484-60	60~61		80				80	105					105	185	39,400	30,000
桜北	東町4-20	61		50				50							50	40,000	
灰塚	健軍町2184-2	61		45				45	20					20	65	35,000	26,900
池上	池上町524	61~62		30				30	126					126	156	40,000	30,000
楠第二	竜田町上立田1305-1	62~63		40				40	110					110	150	40,000	30,000
秋津	秋津町秋田3298-2	62~63		60				60	224					224	284	40,000	30,000
上代	城山上代町821	63		30				30	104					104	134	40,000	30,000
琴平第二	琴平2丁目3	63		24				24	40					40	64	42,000	31,000
計				131	3,135	434	239	3,967	467	2,723	583	310		4,083	8,050		

イ 特定目的住宅（第2種住宅）

団地名	所在地	建設年度	構造別					特定目的内訳								家賃
			木造	中層	簡耐平	簡耐二	その他	計	引揚者	低家賃	母子	改良	身障	老人	地域改善向	
峠	花園6丁目1049-1	28	18					18	18							460 円
井場の下	池田2丁目1037	38	15					15	10	5						1,165～2,330
新町	新町4丁目9-2	42		24				24	24							1,200
半田	城山半田町17	41～42			32			32	28	4						1,100～2,600
高橋	高橋町220	25～36	10					10	6	4						400～1,000
新地	清水町大字新地1917	38～48	3	46	31			80	46	16			10	8		950～7,800
若葉	若葉2丁目55	37～40		159				159				159				1,200～13,200
栄	栄町19～21 若葉3丁目7-16・7-22	38～42		162				162				162				1,200～8,000
宇留毛	黒髪6丁目511	44～45		80				80				80				2,200
楠	楠1丁目～5丁目	43～46		40	16	24		80	45	15			10	10		1,900～5,100
川鶴	大江1丁目35	47		80				80				80				4,000
尾ノ上	尾ノ上1丁目1944	48		80				80	20			60				4,200
野越	南高江町2233	49～52		82				82	38	9			18	17		6,500～14,000
本山	本山1丁目1-1	50		30				30				30				5,000～8,000
長嶺	長嶺町2178	50～51		30				30	14	5			6	5		7,000～13,800
南熊本	南熊本1丁目9	52		21				21							21	8,000
本庄東	本庄2丁目6	52		61				61							61	8,000
琴平	琴平本町4	53		36				36	20	5			6	5		10,000～20,000
二本木	二本木4丁目1	53		42				42				42				14,000
九品寺第1	九品寺5丁目10	54		50				50							50	8,000
九品寺第2	九品寺5丁目14	54～59		90				90							90	8,000
栗ノ内	高江町1339	54		30				30	9	9			6	6		10,500～21,000
野田	野田町331-1	55～56		11				11		2			7	2		22,000
萩原	萩原町9	56～57		50				50							50	8,000
上ノ窪	龍田町弓削1802	56～57		25				25		9			10	6		12,000～24,000
新南部	新南部町512	57		18				18		6			6	6		24,000
下南部	下南部町48	58		18				18		5			7	6		25,000
佐土原	健軍町4175-1	59		18				18		6			6	6		29,000
東町桜	東町4-5	60		10				10		2			3	5		29,500
月出	健軍町2484-60	60		10				10		2			3	5		30,000
薄楊	薄楊町510	61		2			8	10					4	6		24,500～28,500
池上	池上町	61					14	14		4			3	7		26,500
秋津	秋津町秋田3298-2	62		18				18		6			6	6		26,500
上代	城山上代町821	63		16				16		6			5	5		30,000
計			46	1,339	79	24	22	1,510	24	258	116	613	116	111	272	

(3) 住宅使用料

ア 種別最高最低一覧

(単位 円)

種別	木造		中層耐火		簡耐平家		簡耐二階	
	最高	最低	最高	最低	最高	最低	最高	最低
第1種	6,600	5,300	40,000	5,600	8,500	5,600	9,800	6,300
第2種	4,500	3,200	30,000	7,900	6,400	3,000	7,400	3,000
特定目的	2,330	400	30,000	1,200	3,700	950	4,600	2,300

イ 入居者の基準収入及び割増賃料

(単位 円)

種別	区分	基準収入	収入超過基準額	割増賃料の率
第 1 種		100,000 を超え162,000 以下	162,000 を超え204,000 以下 204,000 を超える場合	0.2倍 0.4
第 2 種		100,000 以下	100,000 を超え162,000 以下 162,000 を超え204,000 以下 204,000 を超える場合	0.3 0.5 0.8

ウ 収納状況

(平成元年度)

種別	区分	調定額	収入済額	未収額	収納率
第 1 種		914,636,180円	893,405,190円	21,230,990円	97.68%
第 2 種		811,155,090	771,902,220	39,252,870	95.16
特定目的		159,365,950	147,153,120	12,212,830	92.34
計		1,885,157,220	1,812,460,530	72,696,690	96.14
過年度		161,390,045	62,711,535	98,678,510	38.86
合計		2,046,547,265	1,875,172,065	171,375,200	91.63

家賃の収納率向上のため61年度より徴収員 4 名を雇い収納率アップにつとめている。また悪質な滞納者に対しては法的措置（支払命令・明渡訴訟）をとっている

(4) 住宅かさ上げ資金貸付制度（昭 52.4.22施行）

目的

水害のおそれがある住宅に居住する者に対し、その住宅のかさ上げに必要な資金を貸付け、居住の安全を図る。

貸付金及び利率

貸付金は120万円を限度とし、年利 3 % で償還期限は10年以内とする。

貸付状況

年度	区分	貸付件数	貸付金額
60		6 件	7,200 千円
61		2	2,400
62		5	6,000
63		15	17,100
元		4	4,800

9 住宅協会

名称 財団法人熊本市住宅協会

設立年月日 昭和31年 7 月 5 日

目的 住宅協会は、市内の住宅困窮者に対して必要な住宅を建設供給し、住宅不足の緩和に努め、市民生活の向上発展に貢献することを目的とする

事業 住宅及び附属厚生施設の建設並びに賃貸又は分譲
住宅等の建設に必要な土地の取得、造成又は分譲
市営住宅の管理に関する事務の委託
その他必要と認められる事業

役員 理事長 市長

(平 2.6.1現在) 副理事長 助 役、建設局長

常務理事 管理部長

理 事 市議会議員 5 名

都市局長、都市局付参事、総務部長、土木部長、計画部長、
開発部長、下水道部長、管理部付参事

監 事 収入役、総務局長
 基 本 金 1,000千円（市出資金）
 事業実施状況 賃貸住宅の管理（管理戸数192戸）、宅地分譲、市営住宅の管理委託業務を行っている。

10 道 路

（1）市域内道路

（平2.4.1現在）

種 別	舗 装 道		砂 利 道		計		舗 装 率	
	延 長	面 積	延 長	面 積	延 長	面 積	延 長	面 積
国 道	m	m ²	m	m ²	m	m ²	%	%
	46,530	1,193,925	0	0	46,530	1,193,925	100	100
国の管理	40,255	1,062,089	0	0	40,255	1,062,089	100	100
県の管理	6,275	131,836	0	0	6,275	131,836	100	100
県 道	165,295	2,208,008	0	0	165,295	2,208,008	100	100
主要地方道	43,350	778,988	0	0	43,350	778,988	100	100
一般県道	121,945	1,429,020	0	0	121,945	1,429,020	100	100
市 道	1,500,548	6,036,556	321,570	512,945	1,822,118	6,549,501	82.35	92.17
道 路	1,491,053	5,986,635	321,349	512,427	1,812,402	6,499,062	82.27	92.12
橋 梁	9,495	49,921	221	518	9,716	50,439	97.73	98.97

（注）元年度末現在における認定供用開始分 面積は車道面積

（2）市 道

ア 概 要

九州の中央部に位置する本市は、九州の交通網の中心として要衝的位置にあり、市域内の道路は、国道3号線を縦軸に、57号線を横軸として387号線、445号線並びに県道34路線が主要幹線道路として放射線状に走っている。

これらを補完して路線数7,628本、総延長1,822,118mの市道が市内を網羅している。

市道の整備状況についてみると、市域内の国道及び県道の舗装率は、ともに100%舗装されているが、市道についても延長率で82.35%、面積率で92.17%と舗装も進んできている。

なお、道路幅員4m以上の舗装については、ほぼ100%完成しており、今後は新規認定の市道及び生活道路などを含む4m未満の道路についても積極的に整備を図っていく所存である。

また、私道等についても、昭和52年度から私道等整備補助金制度を設け、舗装、排水施設等の改良、防護柵の設置を対象に補助金を交付し、住民の生活環境整備を図っている。

イ 推 移

種別 年度	舗 装 道		砂 利 道		計		舗 装 率		側溝延長 累計
	延 長	面 積	延 長	面 積	延 長	面 積	延 長	面 積	
	m	m ²	m	m ²	m	m ²	%	%	m
60	1,285,340	5,315,968	459,440	1,381,086	1,744,780	6,697,054	73.66	79.37	1,370,853
61	1,417,831	5,693,663	363,053	582,168	1,780,884	6,275,831	79.61	90.72	1,448,767
62	1,433,603	5,744,686	339,278	549,857	1,772,881	6,294,543	80.86	91.26	1,488,119
63	1,477,842	5,953,056	334,000	533,250	1,811,842	6,486,306	81.57	91.78	1,540,008
元	1,500,548	6,036,556	321,570	512,945	1,822,118	6,549,501	82.35	92.17	1,558,718

（注）面積は車道面積

ウ 幅員別

(平2.4.1現在)

種 別 \ 幅 員	8.5 m以上	8.5 ～6.5	6.5 ～4.5	4.5 ～2.5	2.5 ～1.5	1.5 未満	計
延 長 (m)	137,806.5	129,102.4	530,000.8	727,945.7	215,077.3	72,469.2	1,812,401.9
面 積 (㎡)	1,857,033	955,949	2,868,712	2,625,869	430,092	72,012	8,809,667

(注) 面積は道路部面積 橋梁は除く

エ 市道の認定と廃止

区分 \ 年度	62			63			元		
	本 数	延 長	面 積	本 数	延 長	面 積	本 数	延 長	面 積
認 定	166	40,923.3 ^m	310,842.1 [㎡]	87	16,319.6 ^m	87,987.3 [㎡]	84	15,226.9 ^m	102,874.4 [㎡]
廃 止	30	21,250.5	96,950.1	12	2,216.9	5,302.9	24	6,356.5	30,160.9
路線の 変 更 前	5	1,791.7	7,585.4	10	2,122.8	6,655.1	6	1,462.8	7,322.5
変 更 後		827.9	3,740.5		1,266.3	5,213.3		1,035.2	7,409.7

オ 道路認定基準

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定に基づき、市道として路線の認定を受けようとする道路（以下「認定対象道路」という）は、道路構造令（昭和45年政令第320号）に適合するものであるとともに、次の各号に掲げる要件を具備するもので、現在及び将来の交通量並びに経済効果を勘案のうえ、道路管理者が認めたものでなければならない。

- ① 認定対象道路は、第5号に該当する場合を除き、その一端は常に法第3条に定める道路に接し、他の一端は同法同条に定める道路または里道に接し、かつ認定対象道路が接することとなる一端の道路は、2.7 m以上の幅員を有すること
- ② 認定対象道路の幅員は、4 m以上であること。ただし認定対象道路が、開拓道路である場合においては、その幅員は、3.6 m以上であれば足りるものとする
- ③ 認定対象道路の縦断勾配は、9 %以下であること。ただし地形上やむを得ないと認められる場合においては、これを12 %以下とすることができる
- ④ 認定対象道路が階段道路である場合においては、その形状が緊急の際の避難用通路又は歩行者のための連絡用通路として、通行上の安全に支障がないと認められるものであること
- ⑤ 認定対象道路が袋路道路である場合においては、当該道路が次に掲げるもののいずれかに該当するものであること
 - (ア) 公園、学校その他公共施設に通ずる道路で、道路管理者がその認定の必要を認めたもの
 - (イ) 道路の延長が、70 m以上あるもので、自動車の回転広場を有し、かつ、その沿線に当該道路を利用するおおむね10戸以上の集落が存在すること

カ 私道等の整備補助（昭52.4.10 施行、昭59.4.1 改正）

市道認定基準に合致しない私道等の整備（舗装新設工事、側溝等排水施設新設工事及び防護柵工事）を行う

者に対して補助金を交付し、もって住民の生活環境の改善を図る。

① 交付対象

(ア) 現に一般交通の用に供されていること

(イ) 幅員が2m以上あること。ただし市長が特に認めたものについては1.5m以上とする

(ウ) 道路に接する家屋の戸数が5戸以上あり、かつ道路に接する土地が相当数以上の所有者により所有されていること

ただし、両端が公道に接続した地域内の道路で、当該地域団体の費用によって施行されるもののうち市長が特に認めるものについては、この限りでない

(エ) 道路敷地のすべての地権者の文書による承諾を得ていること

(オ) 家屋の連たん後3年以上経過していること

② 補助金の額

市長が定める補助基準により算出した工事費に70%（里道等その敷地が公有地であるものについては85%）を乗じて得た額

ただし、その額が200万円を超えるときは200万円とし、10万円未満のときは補助金は交付しない

整備補助状況

年 度	件 数	側 溝 延 長	舗 装 面 積	防 護 柵	補 助 額
61	64	3,012.5 m	14,919 m ²	49.6 m	59,471 千円
62	72	3,092.9	18,836	41.0	69,867
63	67	2,102.2	21,134	98.5	68,988
元	70	2,535.6	14,126	0.0	58,751

キ 道路管理状況

年度		61	62	63	元
業務の内容					
一 般 管 理	道路境界立合	1,604 件	1,795 件	1,716 件	1,802 件
	道路境界承認	200	216	243	325
	市道の証明	98	111	102	121
	道路工事承認(24条)	128	174	173	198
	公有土地許可申請	117	65	123	143
	開発行為の同意	97	137	179	186
	道路の認定廃止	120	201	109	114
	計	2,364	2,699	2,645	2,889
占 用 関 係	占用許可申請	1,215	1,398	607	893
	占用料金の徴収	1,013 (134,339,834円)	1,008 (140,662,126円)	949 (171,761,071円)	903 (197,673,550円)
	道路掘削許可	3,453	3,481	3,836	3,539
	道路交通制限	2,965	2,828	3,326	3,109
	計	8,646	8,715	8,718	8,444

